赤穂市建設工事の総合評価落札方式(簡易型)試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、赤穂市が発注する建設工事の請負契約において、地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の10の2の規定に基づき、価格その他の条件 が最も有利な申し込みをした者を落札者とする方式(以下「総合評価落札方式」という。)のうち、技術的な工夫の余地が小さい工事において、簡易な評価によって総合評価を行う方式(以下「総合評価落札方式(簡易型)」という。)の試行に関して必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

- 第2条 総合評価落札方式(簡易型)の対象となる工事(以下「対象工事」という。)は、 次の各号のいずれかに該当する建設工事とする。
 - (1)技術的な工夫の余地が小さいと認められる建設工事であって、施工計画、同種又は類似工事の経験、工事成績等及び入札価格を一体として評価することが妥当とされるもの。
 - (2) 前号に掲げる建設工事のほか、総合評価落札方式(簡易型)を適用することが適当と認められる工事
- 2 前項に規定する対象工事は、赤穂市入札参加者審査委員会(以下「委員会」という。) の審議を経て決定するものとする。

(学識経験者の意見聴取)

- 第3条 市長は、総合評価落札方式(簡易型)により、落札者決定基準を定めようとすると きは、あらかじめ2人以上の学識経験者の意見を聴かなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による意見の聴取において、併せて、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かなければならない。

(入札参加者への周知)

- 第4条 市長は、対象工事の入札参加者に対し入札公告又は入札説明書により、次の事項を 周知するものとする。
 - (1)総合評価落札方式(簡易型)を採用していること。
 - (2) 評価資料の提出をすること。
 - (3) 価格以外の評価項目及びその配点に関すること。
 - (4) 落札者の決定方法。
 - (5)総合評価に関する審査結果が公表されること。

(6) 価格以外の評価点について疑義の照会ができること。

(入札事前審査時に必要な資料)

- 第5条 市長は、評価資料(添付書類を含む)を入札書と同時に提出させるものとし、提出 された評価資料等は返却しないものとする。
- 2 評価資料を提出しない入札者及び当該資料に必要事項が記載されていない入札者の入 札は、無効とする。
- 3 評価資料の作成及び提出に要した一切の費用は、入札者の負担とする。

(落札者決定基準)

第6条 市長は、落札者決定基準として、評価基準、評価方法その他必要な基準を定めるものとする。

(評価基準)

- 第7条 前条の評価基準は、次の各号に掲げる項目等に応じ、当該各号に定める要件により、 委員会の審議を経て定めなければならない。
 - (1) 評価項目

評価項目は、対象工事の目的、内容等により必要となる技術的要件等に応じて設定 するものとする。

(2) 得点配分

各評価項目に対する得点配分は、その必要度、重要度等に応じて定めるものとする。

(3) 加算点

加算点は、評価項目ごとの得点の合計とし、10点から38点までの範囲内で定めるものとする。

(評価方法)

第8条 価格その他の条件の総合評価は、前条第3号に掲げる加算点(技術評価点)に1 から入札価格を予定価格で除した値を引いて100倍にした数値(価格評価点)を加え た値(評価値)の高いものから順位をつけるものとする。

評価值=技術評価点+価格評価点

技術評価点=10点から38点満点とする。

価格評価点=100×(1-入札価格÷予定価格)

(落札者決定方法)

- 第9条 市長は、委員会の審議を経て、次の要件に該当する入札者のうち、評価値の最も 高い者を落札者とする。
 - (1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内にあること。

- (2) 最低制限価格が設定されている工事は、その価格以上であること。
- 2 評価値の最も高い者が2以上あるときは、これらの者にくじを引かせて落札者を決定 するものとする。なお、これらの者のうち、くじ引きに参加しない者があるときは、当 該くじを辞退した者とみなし、入札参加資格について処分を行う。

(落札結果の決定通知及び公表)

- 第10条 落札結果の通知は、落札者決定後、できるだけ速やかに行う。
- 2 評価資料等の評価結果、入札価格及び評価値については、公表するものとする。

(価格以外の評価内容の確保)

- 第11条 落札者決定に反映させた評価資料の記載内容が、工事施工にあたって十分に履行されていない場合は、工事成績を減点するものとする。ただし、天候等やむをえないと認められる場合は、この限りでない。
- 2 総合評価に関して提出した資料等に虚偽記載等明らかに悪質な行為があった場合は、 工事成績評定点の減点又は契約の解除及び指名停止等の措置を講じることができるもの とする。

(価格以外の評価に係る証明)

- 第12条 入札に参加した者で落札者とならなかった者は、入札結果の公表を行った日の翌日から起算して5日(休日を含まない)以内に書面(様式第1号)により、市長に対して落札者として選定されなかった理由の説明を求めることができる。
- 2 市長は、前項の説明を求められたときは、速やかに書面(様式第2号)により回答するものとする。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

付 則

この要領は、平成20年9月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成26年9月1日から施行する。

付 則

- 1 この要領は、平成29年10月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の日前に公告した入札の取扱いについては、なお従前の例による。

別記 落札者決定基準

入札参加者は、「価格」、「事業者の技術力」及び「事業者の信頼性、社会性」をもって 入札に参加し、次のアとイの要件に該当する者のうち総合評価の方法によって得られた 数値(以下「評価値」という)の最も高い者を落札者とし、第3条第2項による場合は 学識経験者の意見を聴取した後に落札者を決定する。

ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあって、著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲で発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

- ア 入札価格が予定価格の制限の範囲内にあること。
- イ 入札者の評価項目に関する提案内容が最低限の要求要件を満たしていること。

1 総合評価の方法

評価方法は、第8条による。

2 評価の基準

事業者の施工上配慮すべき事項の適切性、施工能力、配置予定技術者の能力を評価する。

評価項		評価基準	配点	得点
施工	施工上配慮すべき事項の適切性(品	配慮事項が現地の環境条件(地形、地質、環境地域特	優	
計画	質管理、安全管理、施工管理)	性等)を踏まえて重要な項目が記載され、適切であり、		
	与えられた条件との整合性	工夫が見られる	3 (6)	
	理解度	配慮事項が環境条件(地形、地質、環境地域特性等)	良	
	対応方針の裏付け	を踏まえて適切であり、工夫が見られる	2 (4)	
		特に優れた記載なし	可	
			0	=
		不適	欠格	
施工	過去10年間の同種・類似工事の施	同種工事の実績あり	2 (4)	
実績	工実績	類似工事の実績あり	1 (2)	
		同種・類似工事の実績なし	0	
	過去3年間の工事成績評定点の平均	78 点以上	4 (8)	
	点	74 点から 77 点まで	3 (6)	
		70 点から 73 点まで	2 (4)	
		65 点から 69 点まで	1 (2)	
		64 点以下又は工事評定点なし	0	

項目		評価基準	配点	得点
企業	ISO 及びエコアクション 2 1 の認証	ISO9001 と ISO14001 の両方を取得している。	2 (4)	
施工	取得	ISO9001 とエコアクション 2 1 の両方を取得してい	1.5 (3)	
能力		వ .		
		ISO9001・ISO14001 のいずれかを取得している。	1 (2)	
		エコアクション21を取得している。(ISO14001 を	0.5 (1)	
		取得している場合を除く。)		_
		いずれも取得していない。	0	
	主任(監理)技術者の保有する資格	監理技術者資格者	4 (8)	
		一級施工管理技士	3 (6)	
		二級施工管理技士(その他主任技術者となれる免状	2 (4)	
		保有者)		
		職業能力開発促進法の合格証書保有者	1 (2)	
		建設業法第7条第1項第2号口該当	0	
社会	災害協定に基づく協定を現在赤穂市	赤穂市と協定を結び、実績がある。	2 (4)	
貢献	と結んでいる。又は過去10年間の	赤穂市と協定を締結している。又は協定を締結してい	1 (2)	
	活動実績	ないが実績はある。		
		上記以外の場合	0	
	市内下請の活用	下請負人を使用しない場合(落札者が市内に本店を有	2 (4)	
		する者の場合に限る。)		
		一次下請に占める市内業者(市内に本店を有する者		
)数の割合が70%以上の場合		
		一次下請に占める市内業者(市内に本店を有する者	1 (2)	
)数の割合が50%以上70%未満の場合		
		上記に該当しない場合	0	

※配点が38点の場合は、()内の配点とする。

3 入札参加資格の確認等

- (1) 本入札の参加希望者は、電子入札システム条件付き一般競争入札に準じる。
- (2) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、赤穂市発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (3)「施工上配慮すべき事項に係る技術的所見」(別記様式第1号)の施工計画が適正であること。
- (4)「同種・類似工事の施工実績の確認」(別記様式第2号)は、赤穂市発注工事とす

る。

契約書の写しは、工事名、契約金額、工期、発注者、請負者の確認できるページ のみでよい。

- (5)「ISO 及びエコアクション 2 1 の認証取得」(別記様式第 3 号)は、公告日時点での認証取得状況とする。
- (6)「災害協定等による活動実績」(別記様式第4号)の災害協定等は、赤穂市との協 定とする。
- (7)「市内下請の活用」(別記様式第5号)の下請負人は、建設業法第2条第4項に規定する下請契約に係る一次下請負人とする。
- (8) 申請書及び資料の作成説明会は行わない。
- (9) その他

申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

提出された申請書及び資料は、入札参加資格及び落札者の履行の確認以外に提出 者に無断で使用しない。

提出された申請書及び資料は、返却しない。

提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。

3 内容説明を求める事項

価格以外の評価に係る説明について(照会)

			年	月	日
麸	F 穂 市 長				
1	説明を求める者の住所氏名				
	住 所				
	(電話番号)				
	商号又は名称	印			
	代表者名				
2	説明の対象となる工事等名・箇所名				
	工 事 名 工 事 箇 所				

様式第2号

 第
 号

 年
 月
 日

住所

商号又は名称

様

赤穂市長

価格以外の評価に係る説明について(回答)

年 月 日付で照会のあった事項について、下記のとおり回答します。

記

- 1 説明の対象となる工事名・箇所名
 - 工 事 名
 - 工事箇所
- 2 内容説明

施工上配慮すべき事項に係る技術的所見

施工上配慮すべき事項	
項目	具体的な施工計画
配慮事項の設定理由	
() 対策について	
備考	

- 注 1) 必要に応じ説明図表を添付すること。
- 注 2) 資料の枚数は、図面を含めA4版2枚程度とすること。
- 注 3) 施工計画の記載にあたっては「必要に応じて・・・」「状況に応じて・・・」等の曖昧な表現は避けること。

同種・類似 工事の施工実績

	工事の条件	平成 年度以降に、元請けとしての完成・引渡しが完了した 下記の要件を満たす同種または類似工事のいずれかの施工実績
	工事実績の有無	あり なし (どちらか一方を記入すること)
	工事名称	
工 事 名 称 等	発注機関名	
	施工場所	
	契 約 金 額	
	工期	
	受注形態等	
工事内容	工事の条件を 満たす工事であ ることが確認で きる内容を記載 すること。	

- 注 1) 工事の施工実績について、契約書(工事名、契約金額、工期、発注者、請負者の確認ができる部分)の写しを提出すること。
- 注 2) ありを○で囲んだ場合は、標題の「同種類似工事の施工実績」の同種か類似いずれか 該当する方を○で囲むこと。

ISO及びエコアクション21の認証取得

ISO 及びエコアクション21認証取得状況	チェック
ISO9001とISO14001の両方を取得している。	
ISO9001とエコアクション21の両方を取得している。	
ISO9001・ISO14001のいずれかを取得している。	
エコアクション21を取得している。(ISO14001を取得している場合を除く。)	
上記のいずれも取得していない。	

- 注 1) チェック欄のいずれかに「○」を記入してください。
- 注 2) ISO及びエコアクション 21 認証を取得している場合は、登録証の写しを添付すること。

災害協定等による活動実績

災害協定等の有無	ありなし(どちらか一方を記入すること)
	協定締結年月日
	協定相手
	協定名
	1 赤穂市建設業協会、赤穂市上下水道工事業協同組 合に加盟している者は、どちらかに○を付けること。
協定の相手方及び協定名	 ⑦ 赤穂市建設業協会 (地震・風水害・その他の災害における応急対策に関する協定)平成8年9月18日協定 ④ 赤穂市上下水道工事業協同組合 (地震・風水害・その他の災害における業務協定書)平成8年12月27日協定 2 水防計画各事業所協力輸送力業者
災害対応の出動の有無	あり なし (どちらか一方を記入すること) (協定に基づかない出動実績でもよい)
災害対応の出動の要請機関	
災害の状況(内容)等	
災害対応(復旧)等の内容	※過去10年前までの内容を記載のこと

市内下請の活用

工事名 商号又は名称

下請の使用について	チェック
下請負人を使用しない。	
一次下請負人の数に占める市内業者(市内に本店を有する者)の割合を 70%以上とする。	
一次下請負人の数に占める市内業者(市内に本店を有する者)の割合を 50%以上70%未満とする。	
一次下請負人の数に占める市内業者(市内に本店を有する者)の割合を 50%未満とする。	

注 1) チェック欄のいずれかに「○」を記入してください。

以下は、一次下請に占める市内業者数の割合が50%以上となる場合のみ記載してください。

①一次下請人の数	②市内業者数	市内下請率 ②÷①
者	者	%

- 注 1) 建設業法第2条第4項に規定する下請契約に係る一次下請負人について、全て記載すること。
- 注 2) 記載内容については、一次下請負人一覧表と一致すること。

一次下請負人一覧表

業種	市内業者	下請負人の商号又は名称	住所	電話番号

- 注 1) 建設業法第2条第4項に規定する下請契約に係る一次下請負人について、すべて記載すること。
- 注 2) 「業種」は、建設業法第3条第2項の規定による建設業とする。
- 注 3) 下請契約の相手方の本店が赤穂市内にある場合は、「市内業者」欄を■にしてください。
- 注 4) 記載欄が不足する場合は、行を追加又は複数枚使用してすべて記載すること。